

仕 様 書 (案)

※ 斜体(青字)は県のコメントであり、仕様書の文言ではありません。

本仕様書(案)は、公募で選定した受注者の提案内容を反映し、業務内容の詳細(業務の範囲や手法等)について加筆・修正した上で、確定させるものとします。

1 業務名称

令和4年度沖縄MICE振興戦略改訂委託業務

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、平成29年度(2017年度)に策定した「沖縄MICE振興戦略 <2017年度~2026年度>」(「以下「現行振興戦略」という。)」について、令和4年5月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」や大型MICE施設の整備計画の進捗状況、MICE市場における新型コロナウイルス感染症拡大の影響などの反映に加え、現行振興戦略策定後の社会的な変化や新たな取り組みなどの外部要因を踏まえた、現行振興戦略の中間見直しに向けた調査・検討を行い、沖縄MICE振興戦略の改訂(案)を策定することを目的とする。

4 業務内容

現行振興戦略の見直しに向けた調査・検討にあたっては、MICE市場の今後の需要を踏まえた振興戦略の見直しに向け、専門知識やノウハウを活用・統合し、現行振興戦略の改訂の検討に必要な業務の企画及び情報の収集・整理・分析を行うとともに、県に対する助言(情報支援)や補助(専門家委員会(仮称:沖縄MICE振興戦略改訂委員会)の開催支援等)を行うものとする。

また、見直しの検討にあたっては、専門家委員会の意見等を反映させるとともに、マリンタウンMICEエリアの形成を目指すMICE施設や民間収益施設(宿泊施設、商業施設、娯楽施設等)の整備・経営を一体で行う事業に係る基本計画等の策定業務との連携を図ることとする。

なお、本業務は、現行振興戦略をはじめ、その策定後に県が行った各種調査等の成果を活用するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響やサステナビリティへの取組など社会的な取組の変化等の状況も踏まえた上で、取りまとめるものであることに留意すること。

現行振興戦略は、沖縄21世紀ビジョン基本計画、沖縄観光振興基本計画、沖縄県アジア経済戦略構想等に示される県のMICE振興に関する施策を体系的に整理し、MICEの推進・活用による県経済の発展及び国際的なMICE開催地としての地位確立に向けた基本的な考え方や施策の展開方向等を具体的に示したものである。

平成24年度から始まった現行の振興計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」が令和3年度末で終了し、令和4年5月に令和4年度以降の新たな振興計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定した。また、現行振興戦略の中核を担う大型MICE施設は2020年度の供

用を予定していたが、現時点においても未整備となっており、その整備計画を含む「マリンタウンMICEエリアの形成」に係る基本計画策定は、令和4年度以降となる見込みである。現状では、現行振興戦略の計画期間内の供用が見込めない状況であることに加え、現行振興戦略策定後においても県内外に新たなMICE施設が供用され、又は整備計画が進行するなど、沖縄MICEを取り巻く環境にも変化が生じている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により、世界的にMICE需要が減少している中、ウィズコロナ、アフターコロナにおけるMICEの需要の見込みや、その開催形式のあり方などを再設定する必要がある一方、SDGsに即したMICE開催が求められる世界的な潮流や社会全体におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速化への対応など、新たな社会的価値観や取組などへの対応が求められている。

以上のことから、今回の見直しにあたっては、現状に即した戦略等を含む内容の変更と、目標値の検証・再設定の必要性の検討を行った上で、取りまとめること。

なお、その際は、専門家委員会の意見等を反映させるとともに、新たな振興計画等の内容や、大型MICE施設の整備を含むマリンタウンMICEエリアの形成事業に係る基本計画等の策定業務と連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症の流行によって生じた影響や、MICE環境・市場の内的・外的要因の変化も考慮することに留意すること。

5 委託業務の項目・内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症による影響の把握と収束後のMICEのあり方に関する調査
- (2) 沖縄県内MICE受入環境の新たな調査・整理
- (3) MICEビジネス可能性の新たな調査・整理
- (4) 経済波及効果の新たな調査・整理
- (5) 上記(1)～(4)の調査・整理を踏まえた改訂にあたっての現行振興戦略の方向性や具体的施策等の整理・内容の変更など改訂（案）の策定
- (6) 専門家委員会の設置・開催・運営業務
- (7) 各種調査、現行振興戦略の改訂にあたっての留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響の把握と収束後のMICEのあり方に関する調査

ア 新型コロナウイルス感染症の流行前後におけるMICEの調査・分析業務

- (ア) 新型コロナウイルス感染症流行前後のMICEの開催状況、開催形態の変化（オンライン・オンサイト（実地開催）、ハイブリッド化等）に関する国内外の動向を調査・分析すること。

イ ウィズコロナ、アフターコロナに即した強靱なMICE開催地の確立に向けた調査・検討業務

- (イ) ウィズコロナ、アフターコロナに即したMICEの誘致等の方向性に関して、関係省庁、県、競合開催地、業界団体等が実施する調査・計画業務の情報を収集し、整理すること。

特に東京や横浜など競合地においては、共同開催やポストカンファレンスを含む連携の可能性についても調査・検討を行うこと。

- (イ) ウィズコロナ、アフターコロナにおけるMICEの主催者、出展者及び参加者へのヒアリング等の調査を行い、沖縄でのMICE開催に期待される新たなニーズや課題などを調査・整理すること。

- (ウ) 今般の新型コロナウイルス感染症の流行拡大と同様の事態が発生した場合の今後の対処方法を検討すること。
- (エ) ワーカーションやブレッジャーなど、ビジネスを伴う新たな旅のスタイルに関する情報を収集し、当該受入れに必要な環境整備などその可能性を検討すること。
- (オ) S D G s、D X（デジタルトランスフォーメーション）、観光危機管理など、新たな社会的価値観や取組みなどを整理すること。
- (カ) 上記(ア)～(オ)に加え、過年度調査並びに本調査によるM I C Eビジネスを取り巻く環境の変化を踏まえた上で、県内における将来的なM I C E需要の調査を行うこと。
また、その際には、現行振興戦略におけるM/I/C/E毎のターゲットの検証・再定義を行うなど、沖縄県における今後のM I C E需要の取り込みに向けた誘致手法の提案を行うこと。
なお、調査対象となる催事は、県外・海外からの参加者が50名以上の催事を基本とすること。

(2) 沖縄県内M I C E受入環境の新たな調査・整理

ア 新たな施設を含めた沖縄県内のM I C E施設の受入環境の調査・整理業務

- (ア) 県内の既存のM I C E施設やホテル等をはじめ、現行振興戦略策定後に建設または計画された新たなM I C E施設のほか、大型M I C E施設を含むマリンタウンM I C Eエリアの形成の計画を踏まえた、県内における今後のM I C E受入環境を調査・整理すること。

なお、本調査におけるM I C E施設は、沖縄アリーナ、那覇市民会館（なは一と）などのM I C E会場施設に加え、ホテル内のバンケットやミーティングとして活用が見込めるワーカーション施設等も含むこと。

その上で、マリンタウンM I C Eエリア内の大型M I C E施設を含む、各施設の棲み分けの方策をまとめること。

なお、調査は県内の既存M I C E施設規模や立地を考慮し、経済波及効果、誘致難易度、県内産業との関連性等を念頭に入れた上で分析し、整理すること。

イ 県内でのM I C E受入に関連する各種インフラの新たな調査・整理業務

- (ア) M I C E受入に必要な宿泊施設や観光施設をはじめとするM I C E関連施設、航空路線、貸切バス等の陸上交通などのインフラの供給量について、調査・整理を行うこと。

なお、本調査については、市町村や民間による今後の施設整備計画も含む、今後5年～10年後のM I C E受入環境の変化も視野に入れた調査・分析を行うとともに、県内のM I C Eエリア戦略で定めるエリア別の整理も併せて行うこと。

ウ 1000名以上の大規模M I C E案件の誘致・受入可能性調査・整理業務

上記ア、イを踏まえ、受入規模、ターゲット分野、開催シーズン別に棲み分けを分析し、また、分散開催の方法等も含めた上で、1000名以上の大規模M I C E案件の誘致・受入可能性の調査・整理を行うこと。

(3) M I C Eビジネス可能性の新たな調査・整理

県内の様々な産業界がM I C E開催を産業振興のツールとして認識し、M I C Eビジネスに積極的に挑戦し、M I C E産業の裾野を広げることは、M I C Eの振興を図る上で必要不可欠である。このため、ホテルや観光業界など既にM I C E推進に取り組んでいる事業者・団体等に加え、

情報通信関連、製造業、小売業などの県内事業者が、MICEを通じた新たなビジネスを創出する可能性について、直近の取組状況を調査すること。

ア 県内MICE受入地域、業界の取組状況調査

(ア) MICE関連事業者等（会議施設、PCO、DMC、ミーティングプランナー、学会主催者、旅行会社、大学、観光施設、交通機関等）や、地域、大学等によるMICE開催に向けた各種取組（MICE誘致活動、ユニークベニュー、アフターMICE、人材育成等）を調査する。

また、関連業界との意見交換やヒアリング等を通じて、沖縄のMICE受入環境の現状把握と今後の取組状況を確認するほか、地域住民、行政、他産業に期待する取組等を調査し、MICE受入及び開催にあたっての役割分担や地域間・産業間の連携可能性についても検討すること。

併せて、H29年7月に設立した沖縄MICEネットワークの活用についても検討すること。

イ 各産業分野におけるMICEビジネスの展開可能性調査

(ア) 飲食業、物流・交通、科学技術、製造業、IT、バイオ、農林水産業、医療産業、観光サービス業、小売業などの事業者・団体におけるビジネス展開の可能性など、国内外の最新の先進事例を調査・把握するとともに、県内事業者がMICEビジネスに参入する場合に生じる主な障壁などについて、国内外の事例を分析し、整理すること。

(4) 経済波及効果の新たな調査・整理

ア MICE開催による経済波及効果

(ア) MICE開催に伴う経済波及効果をM/I/C/E x/E v毎に5件以上調査すること。

(イ) 調査手法・対象は過去に沖縄県が実施した調査内容を参考にを行い、調査対象及びサンプル数は企画提案を基本とし、県と協議の上決定すること。

(5) 上記(1)～(4)の調査・整理を踏まえた改訂にあたっての振興戦略の方向性や具体的施策等の整理・内容の変更など改訂(案)の策定

「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び「東海岸サンライズベルト構想」等、県関係部局並びに国等が策定した構想・計画等を踏まえ、目標設定や課題などの整合性を確認しながら現行振興戦略改訂作業を行うこと。

ア 現行振興戦略における具体的施策の検証・整理業務

(ア) 現行振興戦略における施策体系としての具体的施策について、実績を検証し中間見直しを行い、整理すること。

イ 新たな目標値設定の検証・整理業務

(ア) 現行振興戦略の計画期間の中間年の実績を分析し、現行の成果目標について、検証並びに見直しの必要性などの検討を行うこと。

ウ 現行振興戦略におけるMICEエリア戦略の検証・整理業務

(ア) 現行振興戦略において設定したMICEエリア戦略について、実績を検証し、策定時以降のMICEを取り巻く環境の変化を含めた上で、中間見直しを行い、整理すること。

(6) 専門家委員会（仮称：沖縄 MICE 振興戦略改訂検討委員会）の設置・開催・運営業務

ア 専門家委員会の設置・開催・運営業務

(ア) 現行振興戦略改訂作業の段階ごとに、課題及び対応策等の検討のため、専門家委員会を開催し、振興戦略改訂に向けて、より有効な協議を行うために必要な作業を行い、意見を取りまとめること。（3～4回程度）

なお、状況に応じて、オンライン会議システムの活用を図ること。

(イ) 会議資料等の作成・印刷、委員会の開催・運営、委員会の場における本業務の経過報告等の説明、また、委員会開催の際の会場確保、案内、日程調整、会場及び県内移動手段の確保、謝金及び旅費支払、議事録作成等を行うこと。

なお、これらの諸費用については、委託料に含まれるものとする。

(ウ) 構成する委員(案)を提案すること。委員は県と協議の上決定するが、就任依頼等の手続きについては、受託者が行うこと。

(7) 各種調査、現行振興戦略改訂にあたっての留意事項

沖縄MICE振興戦略の改訂（案）の作成にあたっては、県が別途検討を進めている大型MICE施設を含むマリンタウンMICEエリアの形成の取り組み方針との整合を図ること。

※ 改訂（素案）を令和4年12月ごろまでに取りまとめて庁内調整に入り、改訂（案）を令和5年2月上旬ごろまでに取りまとめて公表し、パブリックコメント終了後、県民意見等を踏まえて修正した改訂（最終案）を取りまとめることを想定している。

6 打合せ等

(1) 本業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、契約後速やかに本業務実施に関する業務計画書（実施日程表を含む）を作成し、本業務を計画的に実施すること。

(2) 本業務の実施にあたっては、受託者は県と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録すること。また、疑義が生じた場合は県と協議の上、その指示に従うこと。

(3) 対面又はオンライン会議システムによる打合せは、原則として月1回実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。

7 成果物

(1) 沖縄MICE振興戦略《改訂版》公表版： A4版200部

(2) 沖縄MICE振興戦略《改訂版》公表版説明概要： A4版3部

ア 公表内容は県と調整すること。

イ パワーポイント等によりプレゼンテーション用資料、また、PDFデータにより公表用資料として作成すること。

(3) 業務報告書（詳細版）（冊子版）： 3部

(4) 附属書類（各種議事録、打ち合わせ記録、専門家委員会資料等）： 3部

(5) 上記の電子データ一式： 1部

8 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

(3) 再委託の範囲

契約の履行に当たり、受託者が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は、受託者の適切な管理のもとで再委託の業務を進めることができ、かつ、高度又は専門的な知識・技能を必要とし、受託者が直接実施することが困難な場合又は再委託することにより事業の効率化やコスト縮減が図れる等合理的理由がある場合に限るものとする。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

ア 通訳・翻訳の業務

イ その他、簡易な業務

(ア) 資料や情報の収集・整理（企画・分析は除く）

(イ) 複写・印刷・製本

(ウ) 原稿・データの入力及び集計

9 その他

(1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報及び成果について、その一切を他に漏らしてはならない。

(3) 委託者が提供する資料等を第三者に提供してはならない。また、本業務の目的以外に使用してはならない。

(4) 本業務の成果物は県の所有とし、著作権は沖縄県に帰属する。

(5) この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、県と受託者で協議のうえ定めるものとする。